

屋内温水プール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第19号

屋内温水プール条例の一部を改正する条例

屋内温水プール条例（平成 5 年岩手県条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第 2 （第 6 条関係）				別表第 2 （第 6 条関係）			
個人使用の場合の利用料金の上限額				個人使用の場合の利用料金の上限額			
区 分		高等学校生 徒及び学生	一 般	区 分		高等学校生 徒及び学生	一 般
50メートル プール及び ファミリー プール	普通利用料金（1 回につき）	円 <u>350</u>	円 <u>450</u>	50メートル プール及び ファミリー プール	普通利用料金（1 回につき）	円 <u>360</u>	円 <u>460</u>
	〔略〕				〔略〕		
	回数利用料金（5 回につき）	<u>1, 380</u>	<u>1, 830</u>		回数利用料金（5 回につき）	<u>1, 410</u>	<u>1, 870</u>
	団体利用料金（10人以上の団体 の場合 1 人 1 回につき）	<u>280</u>	<u>370</u>		団体利用料金（10人以上の団体 の場合 1 人 1 回につき）	<u>290</u>	<u>380</u>
トレーニン グルーム	〔略〕			トレーニン グルーム	〔略〕		
	回数利用料金（5 回につき）	<u>490</u>	<u>670</u>		回数利用料金（5 回につき）	<u>500</u>	<u>690</u>
	〔略〕				〔略〕		
〔略〕				〔略〕			
別表第 3 （第 6 条関係）				別表第 3 （第 6 条関係）			
貸切使用の場合の利用料金の上限額 (50メートルプール)				貸切使用の場合の利用料金の上限額 (50メートルプール)			
区 分		料金を徴収しな い場合	料金を徴収する 場合	区 分		料金を徴収しな い場合	料金を徴収する 場合

貸切使用の利用料金 (1 時間までごとに)	土曜日及び休日	円 <u>7,840</u>	円 <u>15,710</u>
	その他の日	<u>6,540</u>	<u>13,090</u>
	[略]		
[略]			

貸切使用の利用料金 (1 時間までごとに)	土曜日及び休日	円 <u>8,020</u>	円 <u>16,070</u>
	その他の日	<u>6,690</u>	<u>13,390</u>
	[略]		
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。